

令和 7 年度第 1 回国民健康保険運営協議会

令和 8 年度国民健康保険事業費納付金の算定について

令和 7 年12月25日

岩手県保健福祉部健康国保課

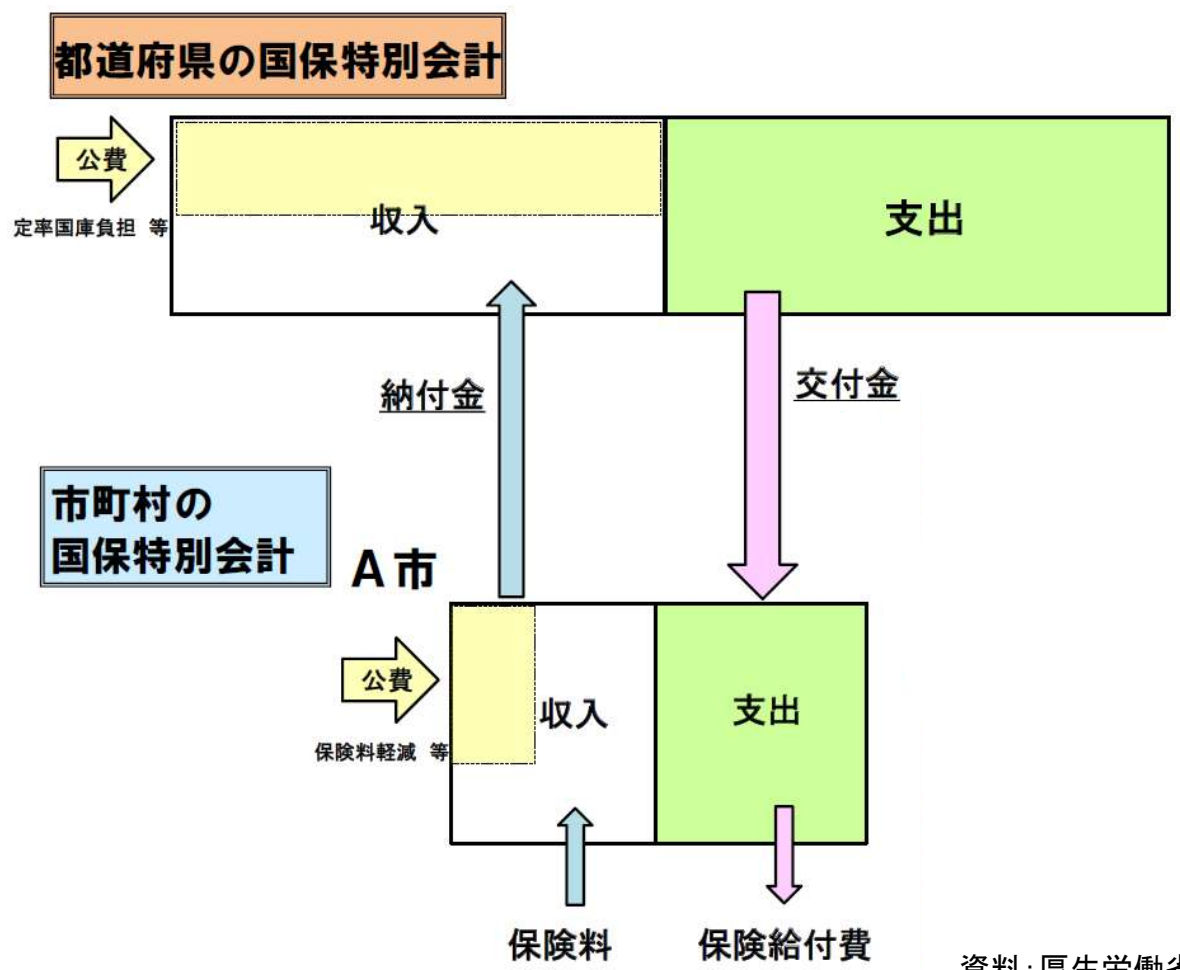


○ 事業費納付金の概要

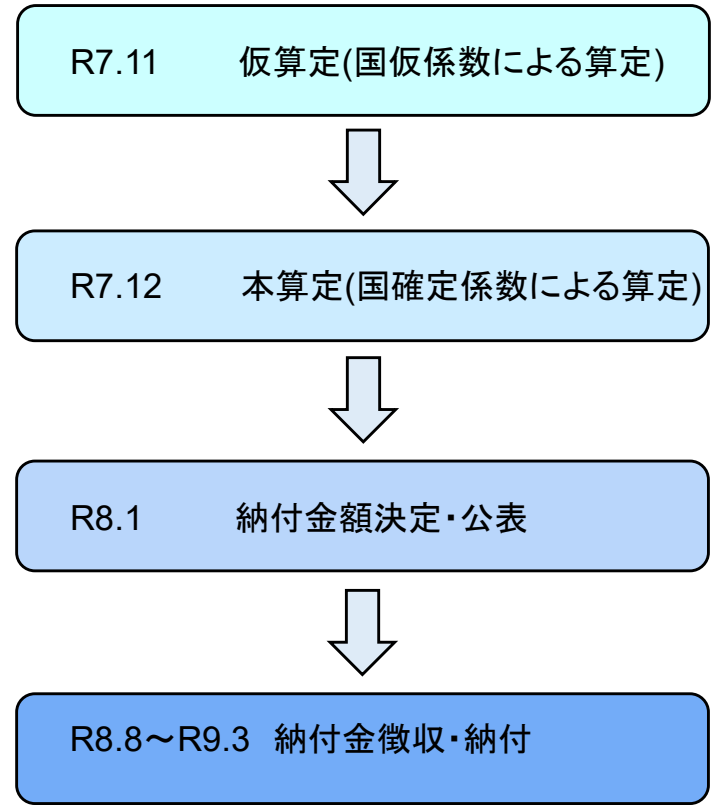
国民健康保険事業費納付金

- ・県が市町村から徴収するもの。徴収する金額は県が算定する。
- ・各市町村は、徴収される納付金額を踏まえて国保税率を決定する。

※納付金と国保税収納額(調定額)は単純な相関関係にはありませんが、納付金と国保税収納額の差額は個別市町村向け国公費等により賄われており、医療費の増加等の要因により納付金が増加することで、国保税の増加要因となります。



スケジュール(R8納付金の場合)

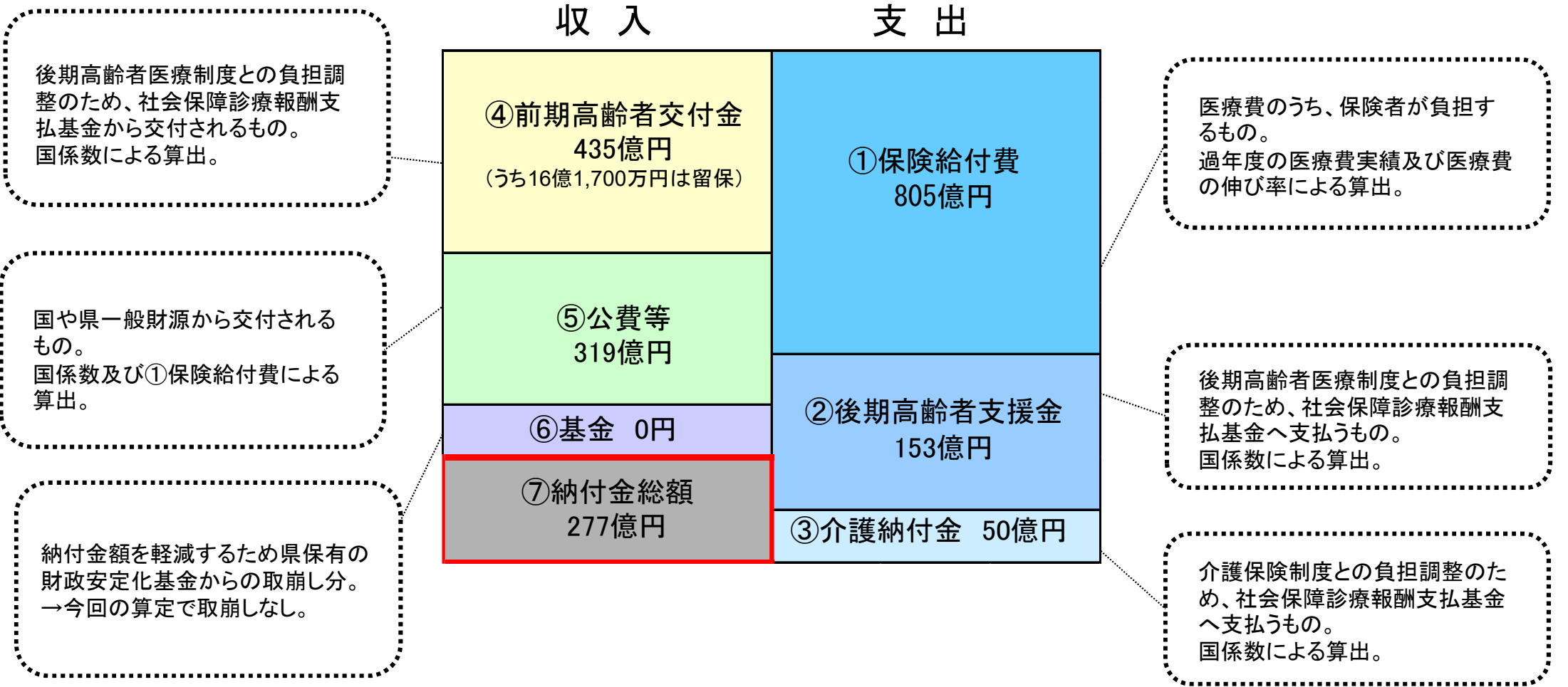


○ R8仮算定(国から示された仮係数による算定)の概要

納付金総額の算出の流れ

納付金総額 = 支出 - 収入(納付金総額を除く)

⑦ (① + ② + ③) (④ + ⑤ + ⑥)



○ 子ども・子育て支援納付金の算定方式について

1 経緯

- ・ 国の少子化対策の抜本的な強化に当たり、児童手当の拡充等の子育て支援策の財源に充てるため、子ども・子育て支援金制度が創設され、各医療保険の保険料（税）と併せて、子ども・子育て支援金が徴収されることとなった。
- ・ 国民健康保険においては、子ども・子育て支援金を、都道府県が市町村から納付金の一部（子ども・子育て支援納付金）として徴収することとなるため、R8年度の納付金算定から、都道府県において、子ども子育て支援金分も含めた納付金を算定し、算定結果を各市町村に示す必要があること。
- ・ 算定結果を受け、市町村では、被保険者から保険税の一部（医療分＋後期分＋介護分＋子ども・子育て支援金分）として徴収すること。

2 納付金算定の現状

- ・ 現状、国保税の賦課方式として、所得割・均等割・平等割の3方式を採用している市町村が多いことから、第3期国保運営方針でも、毎年度の納付金算定は、3方式によることとしている。
- ・ 現在、各都道府県で国保税水準の統一に向けた議論を進められているが、本県では、将来的に、3方式に統一することを目指していること。

【第3期国保運営方針】抜粋（令和6年3月策定）

第3章方針1（1）納付金の算定方法 ア算定方式

現状では、18市町村※が賦課方式を4方式としていますが、被保険者数で見ると3方式の方が多くことから、納付金算定は3方式により毎年度算定します。

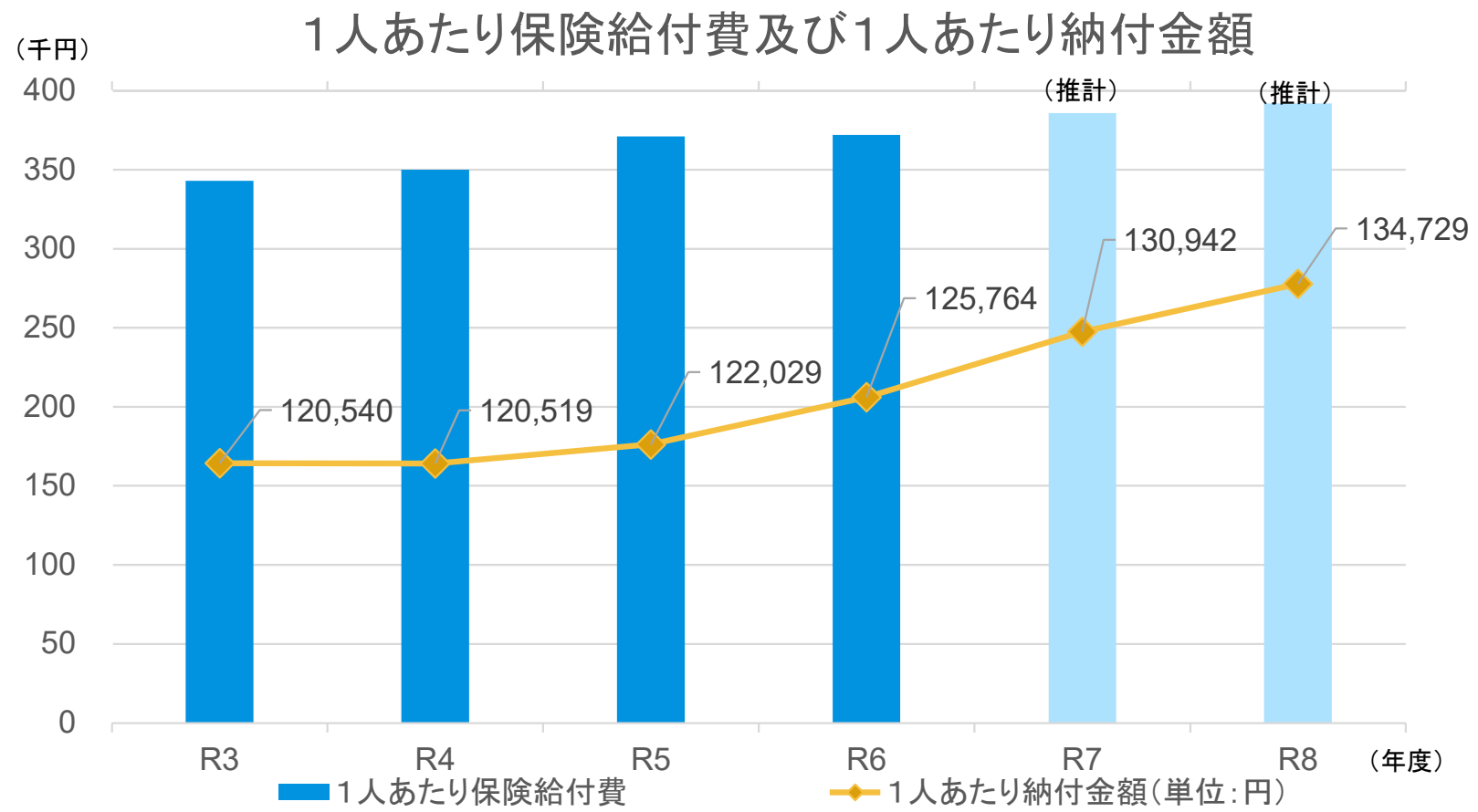
※ 令和7年度に4方式を採用している市町村は13市町村となっている。

3 今後の算定方式

- ・ 令和8年度の納付金算定から、子ども・子育て支援納付金分を含めることから、子ども・子育て支援納付金についても算定方式を定める必要があるが、医療分・後期分・介護分と同様に、3方式で算定することとする。

○ R8納付金額(仮算定結果※)

- 納付金総額 27,661,009,154円
(昨年度比▲75,860,099円) 被保険数の減少による医療費総額の減少
- 1人あたり納付金額 134,729円
(昨年度比+3,787円) 医療の高度化及び高齢化並びに子ども・子育て支援金制度の施行による1人あたり保険給付費の増加



※(留意事項) 実際の納付金額は本算定(12月末)の結果によるため、仮算定結果と異なる。